

雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

緊急事態宣言が発令されたことに伴い、特例措置として、失業認定については以下のとおり取扱うこととしましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、本取扱いにつきましては、緊急事態宣言期間中の限定的な取扱いとなりますので、ご了承願います。

○失業認定の取扱いについて

通常、基本手当の支給を受けるために、原則として4週間（28日）に1回、ハローワークが指定した日（失業認定日）にご来所いただいておりますが、**大阪における緊急事態宣言期間中の失業認定については、原則郵送により行うこととなります。**受給資格者証、失業認定申告書等を**失業認定日から7日以内に郵送でお送りください。**なお、**ハローワークに御来所いただいたの失業認定も可能です。**

注意事項

郵送による認定の場合、失業認定日に来所した場合と比べ、支給が遅れますので、ご注意ください。

郵送された書類に不備がある場合は、再度書類を提出いただくこととなります。

郵送による認定を希望せず、失業認定日に来所される場合は、事前のご連絡等は不要です。

お問い合わせ先

河内長野公共職業安定所雇用保険課

TEL：0721-53-3081・11#



大阪労働局・ハローワーク河内長野